

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第20条に規定する受給期間を経過しているため、同月〇日以降基本手当を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、入院治療中のために職業に就くことができないにもかかわらず、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの基本手当を誤って受給してしまった旨の申告をした。この申告を受け、安定所長は、請求人の病状を考慮し、不正受給ではなく、過誤払いとして処理した。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、疾病（うつ病）を理由に受給期間の延長を申請した。これに対し、安定所長は、受給期間延長の申請期限（引き続き職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から起算して1か月以内）を既に経過していたが、請求人の病状に特別に配慮し、平成〇年〇月〇日から職業に就くことができないこととして、請求人の受給期間の延長を認めた。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日、安定所に出頭し、求職申込みをし、受給資格決定（所定給付日数360日）を受けた上で、その後、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの200日分の基本手当を受給した。
- (5) 安定所長は、平成〇年〇月〇日、離職日の翌日から4年を経過していること

から、法第20条に規定する受給期間を経過していることを理由として、同月○日以降基本手当を支給しないとする旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(6) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見の要旨

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 法第20条第1項には、基本手当の支給を受けることができる期間（受給期間）につき、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して原則として1年であるが、受給期間内に疾病等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない場合は、受給期間を最長4年まで延長できる旨が定められている。

(2) 請求人は、平成○年○月○日に事業所を離職したのであるから、受給期間は最長でも平成○年○月○日までとなる。

この点、請求人は、安定所長の受給期間延長に関する説明が丁寧なものではなかったため、受給期間満了日が平成○年○月○日であることについて理解することができなかつた旨主張する。

しかしながら、受給期間が最長4年であることは、法で定められているものであり、請求人の理解度によって左右し得る性質のものではないことから、請求人の上記主張は、本件処分を取り消すべき事由には当たらない。

なお、安定所長は、平成○年○月○日、請求人に対し、「延長ができる期間は、仕事につけない期間であって、最大3年間までです。」「受給期間満了日（最大限）○年○月○日」、「延長をしても離職日より4年後の日以降は支給が受けられません。」と明記した資料を交付し、その旨の説明もしている。

また、請求人が、自ら保管していた上記資料を持参して平成○年○月○日に安定所に出頭したことから、請求人が同資料を読んで記載内容を理解するための機会は十分に確保されていた。

- (3) したがって、当審査会としては、請求人の前記主張は失当であり、請求人は、平成○年○月○日以降は基本手当を受給することができないものと判断する。
- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。